

厚生 第 8 6 号
平成 3 1 年 2 月 2 6 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察における敷地内禁煙の実施について

見出しのことについて、健康増進法の一部改正に伴い、下記のとおり青森県警察が管理する庁舎の敷地内を禁煙とするので、所属職員に遺漏のないように周知徹底されたい。

記

1 趣旨

改正後の健康増進法における望まない受動喫煙を防止するための措置として、青森県警察が管理する庁舎の敷地内を禁煙とし、来庁者及び職員の健康保持増進を図るもの。

2 実施開始日

平成31年（2019年）5月1日

3 内容

青森県警察が管理する庁舎の敷地内を禁煙とする。

4 留意事項

- (1) 警察庁舎であっても、居住部分は対象外とする。
- (2) 管理権原者が青森県警察以外の施設については、管理権原者の判断による。

担当 厚生課 健康管理指導官